

印紙税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改 正 後

改 正 前

(出資証券が非課税となる法人の範囲)

第二十五条 法別表第一第四号の非課税物件の欄に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 十三 省略

十四 労働者協同組合及び労働者協同組合連合会

附 則

この政令は、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

(出資証券が非課税となる法人の範囲)

第二十五条 同上

一 十三 同上